

令和7年度補正予算
二地域居住等促進事業費
(二地域居住先導的プロジェクト実装事業)
2次_募集要領

■ 募集期間

令和8年4月30日(木) ~ 令和8年5月29日(金) 正午まで

■ 問合せ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2
国土交通省 国土政策局 地方政策課 近藤、山口、菅原
Tel: 03-5253-8111(内線 29403、29430、29522、29426)

令和8年4月
国土交通省
国土政策局

I. 二地域居住等促進事業費（二地域居住先導的プロジェクト実装事業）について

1. 目的

二地域居住等促進事業費は、二地域居住等の促進を通じて新たな人の流れを創出・拡大するため、二地域居住等における中長期的な課題※の解決に向けた先導的な取組を支援し、その課題や効果・影響等を検証することにより、課題解決に資する対策や取組の実装を図ることを目的としています。

※二地域居住等促進事業費（二地域居住先導的プロジェクト実装事業）制度要綱（以下「制度要綱」という。）第2条3項

中長期的な課題とは、二地域居住等の促進を図るため、中長期的観点から検討すべき課題であり、次の各号に掲げる事項をいう。

- 一 地域間の移動に要する高速道路料金や燃料費、新幹線等の交通費、宿泊のための滞在費、インターネット環境確保のための費用等といった二地域居住等に伴う諸費用への支援のあり方。
- 二 地域交通、買い物、医療・福祉、子育て・教育等の日常の暮らしに必要な生活サービスの提供といった地域における生活環境の整備
- 三 二地域居住等による納税等の負担や住民票の取扱い等といった地域との関わりにおける環境整備

2. 事業概要

事業の実施主体はコンソーシアム※（制度要綱第2条第2項）とします。

※コンソーシアムとは、中長期的な課題の解決に資する対策や取組の実装を図るため、次の各号に掲げるもので構成される組織をいう。

- 一 地方公共団体
- 二 民間事業者・団体等（特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は会社のいずれかの法人格を有する者に限る。）

補助対象経費及び補助金の額は以下のとおりとします。

区分	補助対象経費	補助金の額
中長期的な課題解決に向けた調査・検討	中長期的な課題の解決に向けた先導的な取組の実施に当たり必要となる実施計画策定、コンソーシアム運営、広報・広告、関係者との意見交換・合意形成、実施体制及び仕組みの構築に要する費用※ ¹	定額※ ²
先導的な取組の実証	中長期的な課題の解決に向けた先導的な取組の実証に要する以下に掲げる費用 (1) 実証に必要なとなるシステム等の整備・改修 (2) 区域外就学・広域的保育所利用の運用 (3) 二次交通の確保 (4) お試し居住施設・コワーキングスペース等の整備※ ³ (5) インターネット環境の構築 (6) その他中長期的な課題の解決のために特に必要と認められる取組	1 / 2

※¹ 交通運賃及び宿泊費等の二地域居住者への直接的な補助は除く。

※² 金額は、2,000万円を上限とする。ただし、この上限は調査・検討経費のみであり、実証に関する金額は、この限りではない。

※³ 空き家又は既存施設を活用した整備に限る。

なお、事業の実施に当たっては、「制度要綱」及び「二地域居住等促進事業費（二地域居住先導的プロジェクト実装事業）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に則ることとします。

【補足事項】

次のような経費は対象としません。

- （１）親睦会に係る経費（学識経験者との打合せ等補助事業の執行上特に必要な茶菓子・弁当等の食糧費除く）
- （２）国の支出基準を上回る謝金費用
- （３）本事業の申請に要した費用
- （４）二地域居住者個人へ直接的に補助する宿泊費、交通費に係る費用

※ 科目別の用途の内訳については、交付要綱別紙（科目別用途内訳）を参照してください。

Ⅱ. 応募について

1. 提出物

- (1) 応募申請書（申請書、様式1、様式2、様式3、別添）（Excel データ）
- (2) 上記を統合した PDF データ
- (3) 事業費の根拠となる見積書（又は積算書）
- (4) コンソーシアム協定書

※案でも可。ただし、交付申請日までに締結する必要があること。

- (5) 事業対象実施地域の市町村特定居住促進計画

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号。以下「広活法」という。）により、広活法第22条にて新たに制度化されたもの。

※案でも可。ただし、事業着手日までに策定されている必要があること。（都道府県の計画策定が間に合わない等当該市町村によらない事情がある場合はその事情を勘案して事業着手後の策定となることも可）

- (6) 特定居住支援法人の指定を証する書面もしくは見込みを証する書面
- (7) 事業の概要資料

※取組内容が分かる資料として、指定様式のパワーポイント1枚で作成すること。なお、この資料は二地域居住等促進官民連携プラットフォームに掲載される、また、国土交通省で二地域居住の取組を紹介する場合に使用される可能性があるため、留意すること。

2. 提出先

電子メールにて提出してください。

国土政策局 地方政策課 近藤、山口、菅原（内線 29430, 29522, 29426）

E-mail: hqt-kokudo2chiiki@ki.mlit.go.jp

3. 提出締切

令和8年5月29日（金）正午

4. 応募様式作成時の留意事項について

- (1) 提出いただいた応募書類に疑義が生じた場合、確認すべき事項が生じた場合など、必要に応じ国土交通省国土政策局地方政策課からヒアリング（電話、メールなど）で確認する場合があります。
- (2) 様式の作成に当たり、画像データを使用する際は、画質が乱れない程度に圧縮してください。画質を落としたり、紙媒体をスキャンして使用したりする場合には、画像データの識別が困難になることがありますので、事前に確認のうえご提出ください。
- (3) 提出いただいた応募書類は、A4で印刷・打ち出しすることとなります。このため、A4以外での打ち出しを前提とした印刷範囲に設定したり、A4打ち出しができるもののセルを拡張しすぎているため、印刷すると記載内容が見切れたりする等がないよう、ご注意ください。
- (4) 様式等において、各種説明資料に添付された図表は、国土交通省にて資料等作成のため修正・加工する場合があります。そのため、画像データや計数表等の部品についてはできるだけ分割し、グループ化等の編集作業が可能になるよう作成してください。
- (5) 提出された応募様式一式は、対外的な事業説明等のため、公表される場合があります。この場

合、できる限り事前に、該当のコンソーシアムに確認します。

Ⅲ. 二地域居住先導的プロジェクト実装事業の選定

1. 選定方法

本事業は、募集期間内に応募があった事業の中から、国土交通大臣が選定します。

2. 選定基準

応募要件

- (1) 事業主体が、制度要綱第2条第2項に定める「コンソーシアム」であること。
- (2) コンソーシアムを構成する団体のいずれかが、特定居住支援法人であること。
- (3) コンソーシアムを構成する団体の地方公共団体と民間事業者の双方で全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームの会員であること。(民間事業者においては、主たる構成団体が加入すること)。
- (4) 制度要綱第4条第1項に定める「二地域居住先導的プロジェクト実行計画」等を提出すること。
- (5) 事業対象区域を管轄する市町村の特定居住促進計画の写し(案でも可。ただし、事業着手までに策定されている必要があります。)を提出すること。

記載項目

二地域居住先導的プロジェクト実行計画には以下の項目を記載してください。

- (1) 事業の概要
 - ・申請する事業の概要を簡潔に記載してください。
 - ・特に、重視する取組、解決しようとする課題のキーワード(複数可)には、下線を引いてください。
- (2) 事業対象区域の概要
 - ・自治体の区域全域ではなく、主として二地域居住を進める地域の事業対象区域の概要を記載してください。
 - ・事業対象区域の特徴、二地域居住を進める際の地域のポテンシャル等を記載してください。
- (3) 事業名称
 - ・本事業名称を記載してください。
- (4) 事業の目標・課題
 - ・本事業で解決に向け取り組む「課題」の該当事項(制度要綱第2条第3項の中長期的な課題)の有無を記載してください。制度要綱上、どこかに該当することとなりますので、御注意ください。
 - ・事業の内容を記載するとともに、実施する目標・課題を記載してください。
 - ・事業を実施することで、来年度以降の二地域居住推進に関する見込み等、将来像を記載してください。
 - ・制度要項第2条第3項の中長期的な課題の解決に向け、実施事業の具体的な目標・課題等(どのような目標が達成されれば、どういった課題が解決する方向に向かうのか等)を詳細に記載してください。
- (5) 事業の目標を達成するために必要な事業概要(補助事業及び関連事業)
 - ・実施する事業の詳細を補助事業と関連事業に分けて記載してください。

- ・補助事業は以下の区分で分けた記載としてください。

①調査検討に要する経費（中長期的な課題解決に向けた調査・検討に対する経費）

（例）実施計画策定

コンソーシアム運営

関係者との意見交換・合意形成（会場借り上げ、意識調査、講師招聘など）

実施体制及び仕組みの構築（交通運賃及び宿泊費等の二地域居住者への直接的な補助は除く。）

②実証実施に要する経費（先導的な取組の実証）

（例）実証に必要なとなるシステム等の整備・改修

区域外就学・広域的保育所利用/運用

二次交通の確保

お試し居住施設・コワーキングスペース等の整備（当該所在地を管轄する市町村の特定居住促進計画に位置づけられ、かつ空き家又は既存施設を活用した整備に限る。）

インターネット環境の構築（関連システムの改修、システム構築を含む。）

その他中長期的な課題の解決のために特に必要と認められる取組

（6）事業実施体制

- ・コンソーシアム協定書（案）[交付要綱様式 1-5 に基づくもの] を作成し、応募申請時に提出してください。また、内定後の交付申請日までに締結してください（交付申請日までに締結がない場合、交付決定することができません）。
- ・プロジェクト実施に当たり各構成員がどのような役割（事業実施）となるか詳細を記載ください。

（7）事業期間

- ・事業の完了期限は令和9年3月12日までとしてください。困難な場合、同年3月31日までに必ず完了してください。

（8）持続可能な取組とするための方針

- ・事業完了後も、当該事業地域で二地域居住が持続的な取組とするための方針等について記載してください。

（9）その他必要な事項

- ・その他事業を実施する上で必要となる事項（全体の事業スケジュールなど）を記載してください。

（10）審査項目確認一覧

- ・上記までに記載された審査内容を簡易に確認いただくため、記載例を参考に、簡潔にそれぞれの状況について記載ください。

審査項目

（1）二地域居住にかかる施策内容の理解度

- ・国の施策及び本事業趣旨の基本的な理解の上に、これを実現するための戦略や計画が検討・立案されているか。
- ・地域の現状、潜在能力及び今後取り組むべき中長期的な課題の理解ができているか。

参考：国の二地域居住促進施策

(https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000073.html)

(2) 事業内容の先導性

- ・取組内容が他の地域の模範となるような先導的な取組となっているか。

(3) 「中長期的な課題の解決」

- ・取組内容が、例えば長期間にわたる移動費の負担軽減や、地域交通、医療・福祉、子育て等の自治体による生活環境整備の向上につながる等、中長期的な課題の解決に向けた調査・検討に資するものとして、具体性があるか。
- ・調査及び検討事業の実施について確実性がある工程になっているか。

(4) プロジェクト実施体制

- ・実証事業等の実施体制（事業の目的達成及び円滑な事業計画の遂行に必要となる組織・人員等）に確実性があるか。
- ・実証事業実施の工程に確実性があるか。

(5) 次年度以降の継続性

- ・事業終了後、継続して取組を行うための計画、実施体制等に確実性があるか

重点審査項目

以下の項目を考慮し、二地域居住等促進を効果的に実施する事業主体を優先して選定する予定です。

- (1) 取組内容、手法等が明確であり、二地域居住等促進に係る中長期的な課題解決に沿った内容であること。また、その結果、中長期的な課題解決に一定の効果的な事例が見られ、支援を通じて得た経験等が全国における官民連携の先導的な取組内容となると見込まれること。
- (2) 「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」(<https://www.biz-partnership.jp/>)において宣言を公表している事業者がコンソーシアムに参加していること。（応募締切日前日時点）
- (3) 個別の法律において規定されている取組であること。
 - ・指定棚田地域における二地域居住等（棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 16 条の 2、第 16 条の 3）
 - ・半島振興対策実施地域における二地域居住等（半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 13 条の 4、第 15 条の 3）
 - ・振興山村における二地域居住等（山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 21 条の 4、第 21 条の 5）
- (4) 以下の重点テーマとなる個別の取組であること。
 - ・二地域居住者に対する持続可能な負担軽減への取組
 - ・事前防災等の災害対策に資する取組
 - ・ふるさと住民登録制度との連携に向けた取組
 - ・遠距離介護等、事実上の二地域居住を行わざるを得ない方々を包摂していく取組

IV. 事業の実施に当たっての留意点

本補助金の活用にあたっては、補助金等に係る予算の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、制度要綱及び交付要綱の規定のほか下記の事項を遵守してください。

交付申請

補助対象事業に選定された場合は、速やかに交付申請書を提出してください。

補助金の対象経費

原則として、補助金の交付決定前に着手した事業については補助対象外になりますので、必ず交付決定を受けてから事業に着手するようにしてください。なお、応募・交付申請に要する経費などは交付決定前に発生する経費であり、補助の対象とはなりません。

事業の実施及び事業内容の変更

事業主体は、交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、交付要綱に従って、事前に承認を得てください。

進捗状況等の報告

年度途中で、取組が目標どおりに進んでいるかの報告を求めるとしてあります。国土交通省の指定する様式にて進捗状況を報告してください。

実績報告

事業主体は補助事業を完了後、実績報告書等を提出してください。

補助金の支払

補助金の支払いは、原則として、補助事業の完了した日から30日以内か、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります。年度途中であっても、事業が完了している場合には、所定の手続きにより支払われます。

なお、小規模な事業実施のキャッシュフローの観点から、取組の必要に応じて概算払いも可能ですので、交付申請の際、その旨申し出てください。なお、この場合も前段同様、実績報告の提出、額の確定及び精算が必要となりますので、ご注意ください。

事業の実施後

事業主体は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類（契約書、支払領収書等を含む）を整理し、交付年度終了後5年間保存してください。

本事業の効果を把握するため、本事業を活用した事業の終了後、定期的に追跡調査を行う可能性がありますのでご注意ください。

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームへの協力

二地域居住等の普及促進と機運の向上を図ることを目的とする全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームの活動は、本事業の目的と親和性が高いことから、同プラットフォーム等から取組の紹介等を求められた際には、明確な理由がある場合以外は、ご協力ください。

V. よくある質問

(1) 二地域居住先導的プロジェクト実装事業について

No	質問	回答
1	対象地の地域要件はありますか。	特にありません。
2	補助事業の実施主体であるコンソーシアムは具体的にどのようなものですか。	二地域居住に取り組む予定の（取り組んでいる）地方公共団体と、二地域居住者の移動費負担を軽減する交通事業者、地域外と地域内の者同士のマッチングを担う不動産会社等が考えられます。要件としては「地方公共団体」と法人格を有する民間事業者やNPO等がともに参画していれば形態・構成員は問いません。
3	「中長期的な課題解決に向けた調査・検討事業」のみの応募は可能ですか。	可能です。ただし事業内容において、次年度以降の事業につながるような取組としてください。また補助金の額は年額2,000万円を上限とする定額であることにご留意ください。
4	事業応募後、選定のためのヒアリングはありますか。	応募者全員へのヒアリングは想定していません。ただし必要に応じて当方から電話等で詳細をお聞きする可能性があります。
5	1事業者が複数のコンソーシアムに参加し、複数の事業を対象に応募することは可能ですか。	可能です。
6	お試し居住等の整備は個人所有の建物であっても対象となりますか。	広活法第22条に定める特定居住促進計画に位置づけられたものであれば対象となります。ただし、建物の新築や取り壊し費用については対象となりません。なお、特定居住促進計画への位置づけは事業実施時点までに記載される必要があります。
7	二地域居住者に対する交通運賃や滞在費等は対象となりますか。	交通運賃及び宿泊費等の二地域居住者への直接的な補助は対象となりません。ただし、二地域居住の中長期的な課題の解決に向けたモニターツアー、お試し居住等の実証に係る一時的な交通運賃や滞在費への補助に関しては、「先導的な取組の実証」に係る経費として対象となります。（「中長期的な課題解決に向けた調査・検討」に係る経費としては、対象とならないことにご注意ください）
8	区域外就学・広域的保育所利用の運用経費に個人負担の軽減は含まれますか。	上記7同様、二地域居住者への直接的な負担軽減は対象となりません。ただし、二地域居住の中長期的な課題の解決に資するため、モニターツアー等で一時的に

		掛かる経費を「先導的な取組の実証」に係る経費として計上することは差し支えありません。
9	お試し居住施設・コワーキングスペース等の整備等のため、施設の備品（冷蔵庫、エアコン、洗濯機等）は、対象経費となりますか。	<p>お試し居住等のための施設の備品であって、二地域居住等における中長期的な課題の解決に向けた「先導的な取組の実証」で、真に必要となる物品は補助の対象となります。</p> <p>なお、対象となり得る施設備品は、当該補助事業完了の際も残存しているもので、1個又は1組の取得単価5万円以上のものをいいます。（二地域居住者等が備えておく消耗品等については対象外となります）</p> <p>また、実証実施に必要なものとして、当該備品をリースする場合の費用も、補助対象となります。</p>
10	お試し居住施設・コワーキングスペース等（広活法第2条第2項に定める「拠点施設」）の整備は制度要綱第5条第1項第3号に基づき、「特定居住促進計画」への位置づけが必要ですが、いつまでに対応すべきですか。	<p>「先導的な取組の実証」における広活法第2条第2項に定める拠点施設を整備する場合、「特定居住促進計画」に位置づけられる必要があります。</p> <p>具体的には、「先導的な取組の実証」の事業着手時までの位置づけが必要となります。</p>
11	事業対象実施地域の市町村特定居住促進計画が策定されていないのですが応募できますか。	事業応募段階で策定していなくとも、策定される見込みがあり、応募書類として計画案があれば、応募可能ですが、交付決定後の事業着手日までには特定居住促進計画が策定されている必要があります。
12	コンソーシアムを構成する団体が特定居住支援法人でなく、全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームの会員でもないのですが応募できますか。	<p>本補助金は、二地域居住等を促進するため導的な取組を支援することから、コンソーシアムを構成する団体（主たる団体）が、（1）特定居住支援法人であること、（2）全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームの会員であることを必須としています。</p> <p>ただし、（1）特定居住支援法人の指定が自治体の手続上時間がかかる場合は、当該自治体から指定見込みであることを証する書面、また、（2）プラットフォーム参加申込しているが一時的に参加資格を得ていない場合は、参加申込書面を提出することをもって応募可能となります。</p>
13	1団体あたりの補助金額の目安はどのくらいですか。	規模感目安は補助額ベースで5百万～1千万円前後を想定していますが、全国的な事業者との広域連携等の取組であれば1千万～数千万円も可能としています。

(2) その他 (共通)

No	質 問	回 答
1	提出物に、応募者の代表印、認印などは必要ですか。	押印は不要です。
2	提出物の事前確認をしていただくことは可能ですか。	公募期間中の提出物の記載内容の事前確認は、審査の公平性を確保するため、行わないこととしております。
3	交付決定はいつ頃になる予定ですか。	交付決定の時期は、交付申請から1～2ヶ月を要します。内定通知後は速やかに交付申請を行って下さい。
4	補助金支払い時期はいつ頃ですか。	原則、事業完了後、実績報告書が提出され、精算額が確定し次第、支払いとなります。
5	国が掲げる二地域居住促進等に資する取組とは何ですか。	予算概要や国土交通省のHP等をご覧ください。 (例) ・国土交通省二地域居住施策 (https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kudoseisaku_chisei_tk_000073.html) ・全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム (https://www.mlit.go.jp/2chiiki_pf/index.html)

留意事項

1. 申請内容等について
 - (1) 実装事業の内容が宗教活動や政治活動を目的としないこと。
 - (2) 実装事業の内容に、実現見込みのない取組を記載しないこと。
 - (3) 申請書に虚偽の記載を行う等などの場合は、本申請を無効とします。事業の選定後に虚偽等が発覚した場合も同様で、経費の一部又は全部が支払われないことがあります。
2. 事業期間中について
 - (1) 選定された実装事業の進捗・執行管理は、原則、コンソーシアムの代表者が実施してください。
 - (2) 実装事業の選定を受けた者は、選定通知を受けた後、当該実装事業の内容を変更する場合又は実装事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に国土交通省の了承を得なければなりません。ただし、国土交通省からの事実関係の確認等に応じて内容を変更した場合は、この限りではありません。
 - (3) 本事業は、令和7年度の補正予算事業ですが、実施については、令和8年度末までに事業を終了することを求めます。また、令和8年度中、関係する事業の進捗の報告を求めることや、関係者への事情聴取、事業成果の発表を求める場合があります。
3. 事業経費・精算について
 - (1) 実績報告書の内容によっては、一部又は全部の経費を国が支払わない場合があります。また、事業の選定後に虚偽等が発覚した場合も同様です。
 - (2) 経費計上の対象期間は、交付決定通知日から令和9年3月31日までの期間とします。このため、申請に要する経費等は、実装事業の採択前に発生する経費であり、対象とはなりません。
 - (3) 事業実施者は、実装事業等に係る経理について、他の経理と明確に区別し、その収支の事実を明確にした証拠書類（契約書、支払い領収書等）を整理し、事業終了後5年間保存しなければなりません。また、精算の際には証拠書類の写しを提出していただきます。
 - (4) 選定を受けた事業実施者は、経費の執行に係る全ての責任を負うことになり、事業経費の適正な処理や採択された事業を遂行する等の義務が生じます。
 - (5) 取組に係る経費は、証拠書類の写しを提出していただき、対象経費であるかを国土交通省が精査し、額が確定したのち、精算払いとなります。（概算払いをした場合も同様、額を確定させたのち、精算が生じる場合があります。）
4. その他
 - (1) 特定された実装事業については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該主体の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
 - (2) 事業の成果物（二地域居住等促進事業費補助金（二地域居住先導的プロジェクト実装事業）実績報告書の資料を指す。以下同じ。）の帰属事項については、以下のとおりとします。
 - ・成果物に含まれる事業実施者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとします。
 - ・成果物に既存著作物等が含まれる場合には、事業実施者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとします。
 - ・事業実施者は、対外的な広報等のため成果物の一部修正等を国土交通省に認めることとします。

※著作権は、次の一切を含むこととする。

「複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信・公の伝達権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権、二次的著作物の利用権」

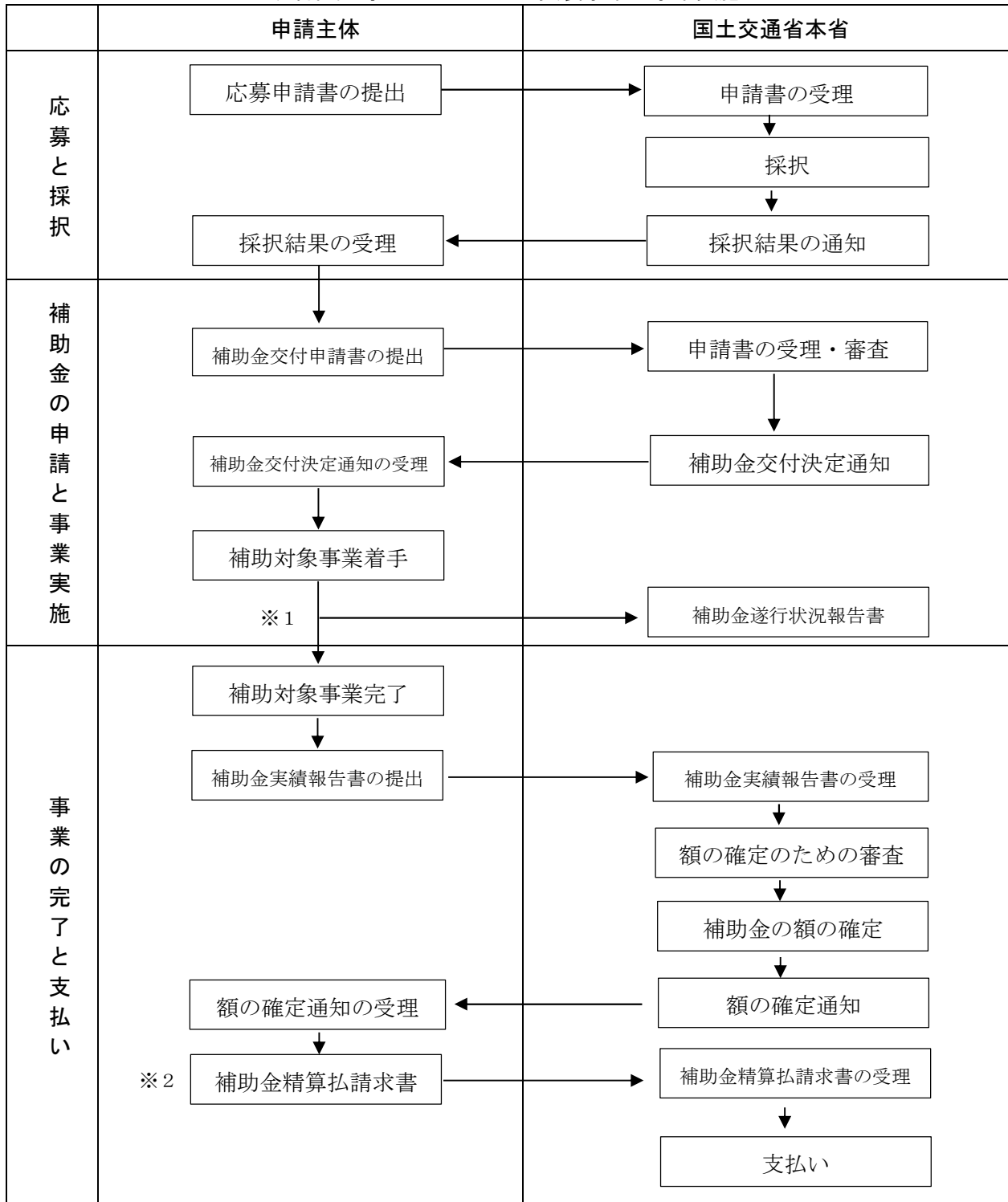
- (3) 実装事業を実施するに当たり知り得た情報の取扱いについては、以下の指示に従うほか、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び「国土交通省所管分野における個人情報に関するガイドライン」等により、適切に対応することとします。

提供を受けた情報及び実装事業実施において知り得た情報のうち、機密性 2（情報公開法に定める不開示情報に該当する蓋然性が高い情報を含む情報）以上の情報については、日々厳重な管理体制のもと管理し、国土交通省と協議の上、令和 9 年 3 月 31 日以降速やかに消去してください。

- (4) 秘密の保持

国土交通省は、提出された応募書類について、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律 66 号）に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。

二地域居住先導的プロジェクト実装事業 事業実施フロー



※1 交付決定額や事業内容等に変更が生じる場合は、国土交通省本省に相談すること。

※2 概算払を希望する場合は、国土交通省本省に相談すること。

